



元気な子どもたち

児童手当制度が改正に

支給対象を小学3年生まで延長

児童手当制度が一部変わります。支給年齢を小学3年生修了前まで拡大。年齢要件に該当する児童の保護者は、手続きが必要です。

今回の改正で、児童手当の支給年齢が義務教育就学前（六歳）になって最初の年度末）までから、小学3年生修了前（九歳）になって最初の年度末）まで拡大されます。年齢要件に該当する児童の保護者には、四月上旬に制度改正についての通知を郵送します。次のとおり、手続きが

必要です。

なお、所得が一定額（左表のとおり）以上ある保護者には児童手当が支給されません。

児童手当を受給している人

四月から小学校に入学する児童の保護者で、三月まで児童手当を受給していた場合は、この改正に伴う手続きは必要ありません。引き続き支給されます。

小2・小3の保護者

ほかに未就学児童がなく、現在児童手当を受給していない場合は「認定請求」が、また、ほかに未就学児童がいて現在児童手当を受給している場合は「額改訂請求」が必要です。九月三十日までに、市役所児童家庭課または城南支所で手続きをすれば、特例で、四月一日または支給要件に

児童手当所得限度表 (平成15年6月分手当から平成16年5月分手当まで適用)		
扶養親族などの 人数	平成14年分所得額	
	児童手当	特例給付・ 就学前特例給付
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

・この所得額は、給与所得のみの場合は、給与所得控除後の金額です。
・社会・生命保険料相当額(一律8万円)の控除があるときは、その額を所得額から差し引いてください。

該当した日にさかのぼって児童手当が支給されます。なお、公務員は勤務先へ問い合わせを。認定手続きをする場合、厚生年金などの加入者は年金加入証明書(国民年金加入者は不要)が、また、本年一月一日の住所が本市でなかった人は所得証明書などが必要です。
…問い合わせは児童家庭課 890 6277へ。



一流のプレーを間近で

市長杯女子バレーボールリーグ トップチームが熱戦展開

第六回前橋市長杯全国社会人選抜九人制バレーボール女子フットボールリーグを開催します。実業団チームを中心に、国内トップ水準にある十六チームが出場。二日間にわたり熱戦を繰り広げます。

また、大会終了後、参加チームの指導によるバレーボール教室も開催。ご参加ください。

バレーボール教室

日時 4月11日 午後4時 対象 小学生以上、先着三百人
内容 群馬銀行・群馬トヨタ・松下電池工業のバレーボール部選手が指導 申し込み 4月9日 までに文化政策課へ

…問い合わせは同課 890 6522へ。

赤い羽根 共同募金

配分申請を受け付け

平成十六年度共同募金の配分申請を受け付けます。対象事業 社会福祉・更生保護法人、特定非営利活動法人など 次のいずれかに該当する事業 施設の改築・改修、修繕など 自動車の新規購入など(介護保険事業、行政の受託事業は除く) 備品の新

規購入など(同) 地域福祉サービス提供、各種啓発、講演研修、福祉の増進などの事業経費 福祉活動を目的に設立された任意団体 活動経費。いずれも事務費・事務用備品の整備は対象外 配分率 総事業費の七五%以内(福祉活動を目的に設立された任意団体を除く) 限

度額 〃 は五百万円 〃 は一百万円 〃 は法人一百万円、任意団体一百万円 〃 は一申請者当たり百五十万円以下で一事業五十万円以下の五事業まで、福祉活動を目的に設立された任意団体は一団体系五万円以内 申し込み 4月30日 までに所定の申請用紙に記入し、見積書・定款・予算書などを添えて共同募金会前橋市支会(市役所生活課内 890 6237)へ直接